

シリーズ ② 「みんなでつくろう! 消費者が主役の社会!」

「消費者市民社会」を実現するための行動 **余計なサービスは断りましょう。**

買物をする時、買物袋を持参すれば、余計な包装を断ることができ、ゴミが減ります。

みんなが、包装が少ない商品を選べば、事業者も包装を簡素化するでしょう。

余計なサービスに「ノー」という人が増えれば、事業者が過剰なサービスを競い合うことはなくなるはずです。



私たち一人一人の行動で社会を動かしていく。それが、消費者が主役となる「消費者市民社会」の第一歩

悪質商法 ① 送り付け商法

「注文があった商品を送る」と電話があり、注文した覚えがないと言っても、「注文を受けたときの録音もある。」

裁判に出してもいいんだ」と強く言われ、

怖くなって「ハイ」と答えてしまった。

翌日、代金引換で商品が届き、代金を支払ってしまった。



悪質商法 ② 利殖商法

「必ずもうかる」と利益率を強調し

投資や出資を勧誘する商法。



未公開株

必ず、儲かる

それじゃ

振り込んだところ その後、電話も通じなくなりました

悪質商法 ③ 劇場型勧誘 (権利の名義貸し)

突然知らない業者から「老人ホームのパンフレットが届いたら連絡してほしい」と電話で頼まれた。数日後に届いたので連絡すると「両親を入居させたい人がいるが、1人分しかないので権利を譲ってほしい。申込書に署名し、代わりに申し込んで」と指示され実行した。2日後にその老人ホームから「名義貸しは違法行為で罪になる。100万円を払えば名前を消す」と言われ、怖くなって宅配便で現金を送った。すると老人ホームの監査人と称する人から電話で「まだ罪が消えていない。貯金はいくらあるか」と聞かれ、600万円と答えると「あと600万円支払え、さもないとパトカーが行く」と言われた。



「悪質商法」あの手、この手に気をつけて!

越前市消費者センター 相談日時/平日: 午前8時30分~午後5時

☎ 22-3773 消費者ホットライン ☎ 188 (日・祝) イヤヤ悪質商法

